

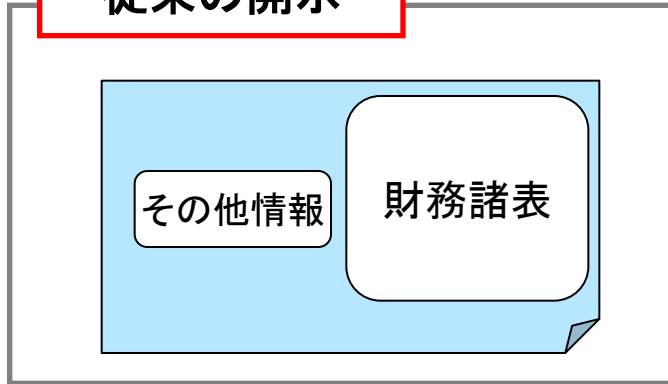
サステナビリティ開示の国際動向

日本公認会計士協会

森 洋一

国際議論にあたっての認識

従来の開示



要因

企業	不確実性高まり 無形資産の重要性
投資	責任投資
政策	長期持続的な経済・市場 環境・社会政策とインセンティブ措置

方向性

- ・経営戦略
- ・リスク情報
- ・ガバナンス・組織
- ・非財務指標 (KPI)

将来志向 & 中長期視点

マネジメント
コメントリー

財務諸表

気候変動のような
中長期課題が開示に影響

- ↓
- ・米政府 (SEC) による気候変動開示指針
 - ・欧州指令・各国法対応
 - ・国際開示フレームワークの開発 (CDSB, ICRC)

米欧における開示制度上の対応

■ 米国

(参考)日本公認会計士協会 経営研究調査会研究報告第38号 投資家向け制度開示におけるサステナビリティ情報の位置付け

- 米国証券取引委員会(SEC)の定める開示規則において、環境法遵守による影響や、環境保護に関連する訴訟等の開示要請がされている。
- SECは、2010年2月に**気候変動開示ガイダンス文書**を公表し、規則S-KのItem303「経営者による財務・経営成績の分析(MD&A)」やItem503(c)「リスク要因」といった各要求事項における適用と、気候変動情報の開示が必要となる場合を示している。
- SECは、開示状況のレビュー、投資家諮問委員会からの意見、公開会議の結果を判断材料に、**気候変動情報開示に関する指針や規則策定の必要性**を検討していく。また、ESG情報について作業計画を策定。

■ 欧州

- **会計法現代化指令**に、年次報告書は会社の財務的側面だけでなく、会社の発展・業績等を理解するために必要な環境・社会的側面の分析を含むべきことを明示。
- 事業に関連する非財務的KPI(環境及び従業員に関する情報を含む。)を記載することも規定されている。英国では同様の内容が会社法上で定められており、他の欧州各国でもサステナビリティ情報の開示要請がある。EC開示規則上で環境情報について要請。
- 欧州委員会を中心に**ワークショップ**を開催し、制度的対応の方向性について論議。特に、**ESGに関するKPIの充実必要性、開示のバラツキ解消**が論点。

国際開示フレームワーク

	概要	情報の想定利用者	参加組織	強み	課題
Accounting for Sustainability (A4S)	<ul style="list-style-type: none"> 2006年に英国チャールズ皇太子の呼びかけによりスタート サステナビリティ情報が、年次報告書内で財務報告と関連付けて報告されるとともに、企業内部の経営意思決定プロセスに組み込まれることを目指す組織 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家 	<ul style="list-style-type: none"> 賛同する投資家、企業、会計士団体、NGO等 	<ul style="list-style-type: none"> 政治的なネットワーク力 財務報告と関連付けた報告 	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な開示フレームワーク策定の遅れ
Climate Disclosure Standard Board (GDSB)	<ul style="list-style-type: none"> 2007年世界経済フォーラムで提唱、設立。 投資家向けの年次財務報告書の中で気候変動情報を開示するためのフレームワーク形成を目指す組織。 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (GDP) が事務局。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家 (主に機関投資家) 	<ul style="list-style-type: none"> Board: 開示を推進する投資家・ビジネスネットワーク (WEF、GDP、Geres など) TWG: 会計士、学者、産業、政府 AG: 企業 	<ul style="list-style-type: none"> GDP の経験、投資家・企業・会計ネットワークにより、財務報告枠組みと投資家ニーズにあった開示枠組みを策定 先行する英国制度との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 人的、資金資源の確保 実務適用の遅れ
Global Reporting Initiative (GRI)	<ul style="list-style-type: none"> オランダに本部を置く NGO で、CSR (企業の持続可能性) レポートガイドライン策定を目的とする機関。2000年にガイドライン第1版が、2008年に第3版が発行されている。 	<ul style="list-style-type: none"> マルチステークホルダー (従業員、顧客、NGO、地域住民、投資家など) 	<ul style="list-style-type: none"> 賛同する投資家、企業、会計士団体、NGO等 	<ul style="list-style-type: none"> 先行者としての実務的広がり (多くの企業が自主報告に GRI ガイドラインを利用) 組織・ネットワーク 多様な参加者 	<ul style="list-style-type: none"> 開示が総花的となりやすい。 財務情報との関係性、重要情報へのフォーカス等
International Integrated Reporting Committee (IIRC)	<ul style="list-style-type: none"> A4S、GRI、GRI、WIGI 等のサステナビリティ開示イニシアティブと IASB、証券取引所、企業、投資家等が共同で国際枠組みを策定していくために設立していく方向で準備中。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家 			
Others	<ul style="list-style-type: none"> IASB Management Commentary EFFAG、DVFA の KPI リスト WIGI 	<ul style="list-style-type: none"> 投資家 			

今後の方向性

- 各国・地域における制度的対応と国際フレームワーク開発が同時進行

	方向性	アプローチ
制度	・各国・地域で強化されていく方向	・環境・証券・企業当局の連携 ・当事者ニーズの積極的な取り込み
フレームワーク	・統合化・収斂 ・財務報告枠組み ・具体化、KPI(指標)の開発	・投資家、企業、会計士が中心にフレームワーク開発 ・実践的対応によるKPI(指標)開発 ・国際対応と地域対応

緩やかな制度要請＋自主的なフレームワーク



明確な制度要請＋国際開示基準(制度による採用:アダプション)